

診療報酬改定セミナー

令和4年度診療報酬改定のポイント ～ 診療所・投薬注射編～

令和4年3月4日時点

有限会社メディカルサポートシステムズ

認定医業経営コンサルタント

代表取締役 細谷 邦夫

投薬・注射

【投薬】 湿布の上限枚数減少とリフィル処方

□ 湿布薬処方の上限枚数

◆ 1 処方につき ~~70 枚~~ **63 枚** まで

◆ 医師が医学的必要性を認めた場合を除く

◆ 現在と同様にその理由を処方箋及びレセプトに記載

◆ 湿布薬はリフィル処方の対象外

◆ 貼付剤のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤（専ら皮膚疾患に用いるものを除く）をいう

□ 【参考】

□ リフィル処方時の処方箋料の取り扱い（一部の病院）

◆ 当該処方箋の 1 回の使用による投与期間が 29 日以内の投薬を行った場合

◆ 処方箋料における長期投薬に係る減算規定を適用しない

◆ 30 日以上 of 処方箋で減算（40 / 100）される医療機関が対象

【投薬】リフィル処方箋の仕組み（療養担当規則）

□対象患者

- ◆医師の処方により薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復利用が可能な患者

□留意事項

- ◆リフィル処方の実施は任意
- ◆医師がリフィル処方が可能と判断した場合は処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入
- ◆療養担当規則において、投薬量に限度が定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋による投薬を行うことはできない
- ◆リフィル処方箋の回数について
 - ◆総使用回数の上限は3回まで
 - ◆1回当たり投薬期間及び総投薬期間は、医師が患者の病状等を踏まえて個別に医学的に適切と判断した期間
- ◆リフィル処方箋の有効期間
 - ◆1回目の調剤の場合は発行日含め4日間
 - ◆2回目、3回目は次回調剤予定日の前後7日以内

【投薬】リフィル処方箋の仕組み

□薬局側の留意事項抜粋

- ◆保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤するに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤することが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を行うとともに、処方医に速やかに情報提供を行う
- ◆保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行う

□【参考】療養担当規則の抜粋

- ◆第10の2 リフィル処方箋に係る厚生労働大臣が定める医薬品：リフィル処方箋により処方することができない医薬品として、第10の4の1から3（下記参照）までに掲げる投薬期間に上限が設けられている医薬品及び湿布薬(貼付剤のうち、薬効分類上の鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤(専ら皮膚疾患に用いるものを除く)をいう)を定めたものである
 - ◆4 投薬期間に上限が設けられている医薬品
 - ◆1,投薬量又は投与量が14日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬等を定めたものである
 - ◆2,投薬量又は投与量が30日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、アルプラゾラム等を定めたものである
 - ◆3,投薬量が90日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである

処方箋

(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	
患者	氏名	保険医療機関の所在地及び名称	
	生年月日 <small>明大和平台</small>	年月日	男・女
	区分	被保険者	被扶養者
交付年月日		令和 年 月 日	処方箋の使用期間
処方	変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。	
	リフィル可	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)	
備考	保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。	
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ送附回会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ情報提供		
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)			
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称 保険薬局氏名	Ⓞ	公費負担医療の受給者番号	

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	欄に記載のある欄を印し、交付の3を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。			
処方	リフィル可 <input type="checkbox"/> (回)			
備考	保険医署名 「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。			
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) <input type="checkbox"/> 1回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日(年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)				

リフィル処方の場合は「レ点」と「反復回数」を記入

調剤薬局
使用欄

医師の指示による分割調剤とリフィル処方箋点数比較

新点数算定例（4/1- 服用時点の異なる内服3種類 リフィル28日、医師指示84日（3分割））

	名称	リフィル	医師指示分割
調剤技術料	調剤基本料 1	42	42
	後発医薬品調剤体制加算 1	21	21
	電子的保健医療情報活用加算	3	3
	薬剤調製料(内服薬) 1剤目	24	24
	2剤目	24	24
	3剤目	24	24
薬学管理料	服薬管理指導料(3月以内に再度処方箋を持参)	45	45
	調剤管理料 1剤目	50	60
	2剤目	50	60
	3剤目	50	60
	合計	333	363

※リフィル処方箋は受付1回ごとに計算（2回目以降も同様）、医師指示分割は総投与日数を計算後、分割回数で除した分を請求

医師の指示による分割調剤とリフィル処方箋点数比較

新点数算定例（4/1- 服用時点の異なる内服3種類 各28日分）

	1回目	2回目	3回目	合計
医師指示分割(1/3) (84日分を3分割して算定)	121点	121点	121点	363点
一部負担金(a)	360円	360円	360円	1,080円
リフィル処方箋 (28日分を都度算定)	333点	333点	333点	999点
一部負担金(b)	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
差額(b)-(a)	+640円	+640円	+640円	+1,920円

※リフィル処方箋は受付1回ごとに計算（2回目以降も同様）、医師指示分割は総投与日数を計算後、分割回数で除した分を請求

【注射】注射手技料の見直し

□皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき）	20点	⇒	22点
□静脈内注射（1回につき）	32点	⇒	34点
□乳幼児加算	45点	⇒	48点
□点滴注射(1日につき)			
□6歳未満の乳幼児（100mL以上の場合）	99点	⇒	101点
□500mL以上の場合	98点	⇒	99点
□その他の場合	49点	⇒	50点
□乳幼児加算	45点	⇒	46点

【注射】 外来化学療法加算の再編

□ 外来化学療法加算 1

□ ~~抗悪性腫瘍剤を注射した場合~~

□ ~~15歳未満~~ ~~820点~~

□ ~~15歳以上~~ ~~600点~~

□ 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合

□ 15歳未満 670点

□ 15歳以上 450点

□ 外来化学療法加算 2

□ ~~抗悪性腫瘍剤を注射した場合~~

□ ~~15歳未満~~ ~~740点~~

□ ~~15歳以上~~ ~~470点~~

□ 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合

□ 15歳未満 640点

□ 15歳以上 370点

◆ 外来化学療法加算の定義見直し

※抗悪性腫瘍剤の場合を分離し外来腫瘍化学療法診療料に

- ◆ 外来化学療法加算については、入院中の患者以外の **関節リウマチ等の患者** に対して、注射による化学療法の必要性、副作用、用法・用量、その他の留意点等について文書で説明し同意を得た上で、外来化学療法に係る専用室において、注射により薬剤等が投与された場合に加算する

□ (新) バイオ後続品導入初期加算

150点 (月1回 3月限度)

- ◆ 外来化学療法加算の加算
- ◆ 当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算
- ◆ バイオ後続品に関する情報を提供
- ◆ 外来腫瘍化学療法診療料 (新設) についても同様の加算を設ける

【投薬・注射】 その他

□ 外来後発医薬品使用体制加算の割合引き上げ（診療所のみ）

◆ 加算1 85% ⇒ 90%

◆ 加算2 75% ⇒ 85%

◆ 加算3 70% ⇒ 75%

□ 無菌製剤処理料が診療所でも算定可能に

◆ 無菌製剤処理料の施設基準から「病院であること」を削除

【投薬・注射】 その他

□保険医が投与できる注射薬剤の追加

◆ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアルファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグコルシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグセルラーゼ製剤、ロエスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ロラニ、ロラニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、マオリズマブ製剤、（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ピルトラルセン製剤、レムデシビル製剤

◆新規医薬品で14日制限のないもの

◆エブリスティドライシロップ60mg、シアリス錠5mg、シアリス10mg、シアリス錠20mg、バイアグラ錠25mg、バイバアグラ錠50mg、バイアグラODフィルム25mg、バイアグラODフィルム50mg、ガニレスト皮下注0.25mgシリンジ、セトロタイド注射用0.25mg、ウトロゲスタン腔用カプセル200mg、ルティナス腔錠100mg、ルテウム腔用坐剤400mg、ワンクリノン腔用ゲル90mg



ご静聴・ご視聴
ありがとうございました

MSGチャンネルにて様々な
情報提供を行なっております

拙著がじほう社より刊行予定です

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル 2022年度版』

<https://www.jiho.co.jp/shop/list/detail/tabid/272/catid/10800/pdid/54088/Default.aspx>

